

電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）、MVV（改定案）、中期方針（案）及び
機能強化方針（案）に対する御意見募集の実施結果について

令和 6 年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）、MVV（改定案）、中期方針（案）及び
機能強化方針（案）」に関して、以下のとおりパブリックコメントを実施致しました。御意見の概要及
び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

1. 実施期間等

（1）意見募集期間

令和 6 年 5 月 23 日～ 6 月 23 日

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにより周知を図り、e-Gov、郵送、電子メールにより御意
見を募集。

2. 提出意見数

5 件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

提出意見及び提出意見に対する考え方（案）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	①431行「取りまとめ」は「とりまとめ」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ②35行「以下「MVV(Mission Vision Value)」という」は「Mission Vision Value。以下「MVV」という」のほうがよい。 ③523行「あたり」と、468行「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ④164行「電力・ガス取引監視等委員会」は「本委員会」のほうがよい。139行の記載の例と同様に。 ⑤289行「委員会」は「本委員会」のほうがよい。 ⑥164行「制度設計専門会合」は、140行に記載の3つの専門会合とは別の会議体か？ ⑦282行「公取委」について： 略称の定義を記載したほうがよい。 ⑧289行「制度専門会合」について： 他の箇所の制度設計専門会合とは別の会議体か？ ⑨760行「以下、」は「以下」のほうがよい。	(①②④⑤⑦⑨について) 御指摘のとおり修正します。 (③について) 「当たって」に統一いたします。 (⑥について) 異なる会議体のため修正なし。 (⑧について) 同一の会議体であるため「制度設計専門会合」に統一いたします。
2	①「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」759～766行 東邦瓦斯株式会社については、2021年10月に経過措置料金規制解除は行われておらず、電力・ガス取引監視等委員会（第509回）の資料3「電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について【各論】」の64ページでお示しいただいた内容（2021年10月に経過措置料金規制解除が行われたのは東京瓦斯株式会社および大阪瓦斯株式会社の2社）に記載をあわせるべきではないか。 <修正案> 東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社（以下、「ガス大手3社」という。）のいずれについても、経過措置料金規制解除基準を充足したことに加え、2021年2月、適正な競争環境を確保するために必要な取り組みについてガス大手3社による意思表示（コミットメント）が行われたことを受け、<u>その後の総合的な判断の結果、東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社の2社について、</u>2021年10月に経過措置料金規制解除が行われた。 ②「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」87～89行 電取委はガス事業に関しても建議が可能であり、92行目以降の一覧表においてもガス事業に関する建議の実施履歴を記載されているので、以下のとおり修正してはどうか。 <修正案> 電取委では、電気事業法及び、<u>ガス事業法</u>の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力・<u>ガス</u>の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業・<u>ガス事業</u>に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。 ③「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」135行 2016年度の吹き出し内の「電気料金審査専門会合」は正しくは「電気料金審査専門会合・料金審査専門会合」ではないか また、「大手ガス3社」であると思われるので以下のとおり修正が必要ではないか。 <修正案> 電気料金審査専門会合 <u>電気料金審査専門会合・料金審査専門会合</u> 大手ガス63社 ④「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」135行 正しくは「認可申請」であると思われるので以下のとおり修正が必要ではないか。 <修正案> ガスの託送料金の値上げ申請 <u>認可申請</u>に係る審査を実施 ⑤「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」142行 2016年度の枠内「電気料金審査専門会合」は正しくは「料金審査専門会合」ではないか。 <修正案> 電気料金審査専門会合 <u>料金審査専門会合</u> ⑥「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」147行 電気・ガスの小売料金に関して言及いただいているので、以下のとおり修正してはどうか。 <修正案> 電気・ガスの小売料金に関しては、電気・<u>ガス</u>の使用者の利益を保護する観点から	(①、③～⑦について) 御指摘のとおり修正します。 (②について) 御指摘も踏まえ「及びガス事業法」に修正の上、反映します。

⑦「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」830行 当
日の発言を正確に反映する趣旨で以下の通り修正してはどうか。
<修正案>
e-methaneを海外から持ってくるのか、国内で確保するのか、バイオガスを国内で製造するのかな
ど複線化していく中で、状況に応じた制度的対応が必要になっていくのではないか。

	①「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」18 ページ、274 行目 ＜意見内容＞ 令和 6 年 2 月 26 日付の「みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）」では、審査の結果、対象事業者について、「値下げ認可申請」の必要があるとは認められなかったと記述されています。従って、274 行目の「値上げ認可申請」について、特段の意義がなければ「値下げ認可申請」に修正するべきです。 ②「電力・ガス取引監視等委員会MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）（改定案）」1 ページ ＜意見内容＞ ミッションでは、「市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く」とあります。またビジョンでは「適切に消費者の利益を保護」が掲げられています。 電力自由化の始まった時点では、多くの事業者が参入し、消費者にとっても調達先の選択肢が増えましたが、この数年で撤退する事業者が増えてきました。このことは自由化を謳いながら、実際に選べる事業者が減少することで、消費者の選択肢が削減され、選択を通じて得られたはずの消費者利益の逸失に繋がっていると言えます。ミッションとビジョンを実現するために、選択できる電力市場の育成と実現を掲げるべきです。 3 ③「電力・ガス取引監視等委員会における中期方針（案）」4 ページ、117 行目 ＜意見内容＞ 事業者に対して、改善計画の実施状況と到達点や実現に向けた課題など、理解しやすい表現や方法で、消費者に向けて発信し続けることを促し、併せて、電取委はフォローアップの結果と評価について、社会全体に継続的に公表してください。加えて不正事案を生み出した速因には、当該事業者の組織風土に由来する部分もあると考えます。委員会としてフォローアップを進めるにあたり、組織風土改革に対する取り組みなどや、消費者に向けた発信の内容も評価の視点に加えてください。 ④「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針（案）」2 ページ、50 行目 ＜意見内容＞ 人力に頼らず、適時的確に問題を集約できる市場監視や料金査定のためのシステム構築は重要な施策です。一日も早く DX 化を実現し、システムを稼働してください。また、AI などの技術の導入についてもリスクを考慮しながら議論を進めてください。 ⑤「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針（案）」3 ページ、89 行目 ＜意見内容＞ エネルギーをめぐる仕組みは消費者に限らず、多くの需要家にとって複雑でわかりにくいものです。加えて委員会の存在は多くの国民に認識されておらず、せっかく用意された消費者向け Q&A など埋もれているのではないかと考えます。 委員会としての発信については、制度説明などわかりやすい表現や発信を追求することと併せて、SNS の活用やメールマガジンの発信、タウンミーティングなどを行って、委員会自身の広報も強化するべきです。	（①について） 電力・ガス取引監視等委員会（第502回）の資料3「電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について【各論】」の33ページの記載内容に併せ、御指摘のとおり修正します。 （②について） 小売電気事業者による事業の休止・廃止に係る消費者保護や電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化に向けて、小売電気事業者の営業実態の精査や監視業務の恒常的な精緻化を通じ、選択できる電力市場の実現のため、中期方針に従って取り組んでまいります。 （③について） 中期方針案に記載のとおり、不正事案に対するフォローアップ等を進めるとともに、消費者も含めた需要家保護の強化を進めてまいります。 （④について） DXについては委員会でも目下活用に向けた議論を進めているところですが、いただいた御意見も踏まえつつ引き続き検討して参ります。 （⑤について） いただいている御意見については、機能強化方針の実現に向けた検討における議論の参考にさせていただきます。
--	--	--

	4	①そもそも電取委の検証を電取委自身が行うこと自体が意味不明である。外部有識者や事業者等から意見を聞いたというポーズは取っているものの、今回の検証は中立性、客観性が著しく欠如したものと云わざるを得ない。次回以降検証を行うのであれば、第三者機関が実施するべきである。 ②貴機関の事務局長が、審議会で繰り返し繰り返し何度も何度も同時市場の導入に期待を表明しているのは非常に違和感があるし、監視機関の事務方トップがこのような発言をすること自体が極めて不適切だと感じる。 大橋教授が「監視と制度設計には一定の距離感は必須」と指摘しているが、電取委が本来やるべきことはやはりあくまで監視であって、監視等委員会の「等」に格好つけて、電力システム改革の制度設計そのものに監視等委が深く関与することが本当に適切なのか、エネ庁との役割分担の在り方等について議論を行うことを望む。	(①について) 今回の検証は、今後の電力・ガス取引監視等委員会におけるMVV、中期方針、機能強化方針の策定を目的として、これまでの活動検証及び海外規制機関の状況調査を実施したものであり、今後の組織の在り方を議論する場として、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会で実施することは適切であったものと考えております。 また、本検証においては、計23名の学識者・実務者にも議論に御参加いただいております、中立性・客観性に関する御指摘の点には当たらないものと考えております。 (②について) 当局（事務局長）は、同時市場に関する検討を行う審議会にオブザーバーとして参加しておりますが、これは、今後の電力市場制度の設計に関し、電力の適正な取引の確保等の観点から意見を述べているものでもあり、ご指摘の点には当たらないものと考えております。 なお、電力・ガス取引監視等委員会としては、引き続き、電力・ガスの自由化に当たって、市場の監視機能等を強化し、電力の適正な取引の確保をすべく、その役割を果たしてまいります。
--	---	--	--

5	①「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」 P5_3. 組織概要_3) 役割 「電取委は、法律に基づき、電力・ガスの適正取引の監視や、ネットワーク部門の中立性確保のための規制等を適正に実施している。また、各種ガイドラインや、電力・ガスシステム改革の詳細制度設計等のルール整備も実施している。」 P14 14) 電力・ガス市場のモニタリング実績 「電取委では、市場における競争環境を確保するため、旧一般電気事業者による自主的取組及び電力市場・ガス市場の競争状況等を定期的に分析・検証し、その結果を毎四半期公表しており、2015年9月の電取委発足以来、これまでに31回レポートを作成し、制度設計専門会合において報告している。」 P56 東京大学 大橋氏の御指摘内容_●取引監視について_二つ目のチェック 「電取委には、他の組織では断片的にしか収集できていないデータが包括的に集まり易い仕組みになっている。それらデータを突き合わせた統合的なデータ解析ができるような部署の設置や、人材活用、専門性向上が求められるのではないか。」 <意見内容> ・ 有識者の御指摘内容に賛同します。貴委員会に包括的に集まりやすいデータについて、統合的な解析がすすむよう、必要な機能強化がされることを期待しています。 ・ そのうえで、内外無差別評価やプライススクイーズの検証など、競争環境の整備に資する様々な取組について、進めていただきますようお願いします。 ②「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」 P16 4-2. 活動実績（各論：電力） ○3 制度改正に係る対応（建議等） 電取委では、小売電気事業者に対する監視・指導の結果などを踏まえ、制度改正が必要と考えられる事項については、経済産業大臣への建議を行っている。（中略）上記のように、電取委では「(1)ルールを整備」し、「(2)ルールに基づいた監視・指導」を行うのみならず、「(3)監視・指導の結果を踏まえたルールの見直し」といったサイクルもあわせて進めており、ルールの見直しを検討する際には、透明性や専門性の確保の観点から、制度設計専門会合において議論している。 <意見内容> ・ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会では、一部の制度趣旨にそぐわない活用事案を契機に、指針・ガイドライン改定が行われています。 ・ こうした案件については、電気事業法上に設置規定のある貴委員会の権限により監視・指導をお願いします。 ・ また、ルールを見直す場合には、該当箇所記載にもあるとおり、制度専門会合における議論までを含め、ご対応をお願いします。 ③「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ（案）」 (再掲)P16 4-2 活動実績（各論 電力） ○3 制度改正に係る対応（建議等） 電取委では、小売電気事業者に対する監視・指導の結果などを踏まえ、制度改正が必要と考えられる事項については、経済産業大臣への建議を行っている。（中略）上記のように、電取委では「(1)ルールを整備」し、「(2)ルールに基づいた監視・指導」を行うのみならず、「(3)監視・指導の結果を踏まえたルールの見直し」といったサイクルもあわせて進めており、ルールの見直しを検討する際には、透明性や専門性の確保の観点から、制度設計専門会合において議論している。 P44 【2-2】指摘内容（プレゼンテーション） 株式会社エネット小鶴氏の御指摘内容 ●期待する制度設計について ・ 容量抛出台金については、変動要素が多く、翌年度の抛出台金の算定や適切な料金設定・コスト回収の面で新電力には極めて困難な状況。また、小売電気事業者に対する容量抛出台金の負担については、取引先の発電事業者が容量市場に応札していないケースも多く、小売電気事業者においては電源調達コストが増加する状況となっており懸念。 <意見内容> ・ 有識者の御指摘の懸念等について、同意いたします。 ・ 容量市場制度への対応は、新電力にとって、実務面やコスト面での負担増となっています。 ・ 貴委員会において、期待されている制度設計となっているのか、監視・指導を行っていただき、その結果を踏まえたルールの見直しにつき、ご検討をお願いします。	(①について) データの活用については委員会でも目下活用に向けた議論を進めているところですが、いただいた御意見も踏まえつつ引き続き検討して参ります。 また、その他の部分に関しても、いただいた御意見については、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 (②について) いただいた御意見については、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 (③について) いただいた御意見については、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。
---	---	--